

景観づくりの基本的考え（旧）景観づくり要綱に基づく景観形成地区

佐世保駅周辺地区（約30ha）（干尽町、潮見町、白南風町、三浦町、戸尾町、塩浜町、万津町の一部及び、新港町の全部）
当該地区は、佐世保の海と陸の玄関口にあたり、都市機能をさらに強化するとともに本市の顔としてふさわしくなるよう様々なプロジェクトが推進されている。新たに生まれ変わる街であり、佐世保のイメージづくりのために都市景観上重要な地区である。

項 目		景観形成基準
1 建 築 物	1-1 位置・規模・形態	(1) 適正な土地利用を阻害しないように、極力敷地の細分化は行わず、また小規模敷地においては、共同化により敷地及び建物の有効な利用に務めるものとする。 (2) 公共施設は、シンボル施設として親しみやすく特徴ある質の高い建築とし、その他の施設は、全体としてまとまりのある景観を形成するよう相互の調和に務めることにより、地区全体の都市景観の特徴を形成する。 (3) 街角の建築物や周辺から突出する高い建築物については、そのランドマーク性を考慮した質の高いデザインに務めるものとする。 (4) 大規模な建築物については、水平方向や垂直方向での建築物の量感を調整するなど圧迫感のない変化に富んだ街並み形成に配慮する。 (5) 建築物の低層部は、店舗、ショールーム、ギャラリー、ホール等、活気と賑わいのある用途とする。 (6) 賑わいのある開放的な歩行者空間を創出するため、沿道の店舗等には、窓、ショーウィンドウ、透視性シャッター等を用いるなど、通りに対して開放的な表情で演出する。 (7) 海側からの景観に配慮した配置やデザインに務める。 (8) 外壁の色は、アースカラーを基調として調和のとれた色彩とする。なお、高彩度色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 (9) 道路や公共通路等に面する壁面には、レンガ、タイル、自然石等の温かみがある質感の素材を基調として用いる。
	1-2 屋根の形状	(1) 勾配屋根とするなど眺望及びスカイラインの形成に配慮する。
	1-3 付属施設及び屋外階段	(1) 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的デザインにする。 (2) 屋上に突出しないような設置形態とし、建築物の一部として建築物と一体的にデザインする。 (3) 外部に独立して設ける場合は、緑化など修景を行う。また、屋根のデザインに特に配慮する。
	1-4 駐車場	(1) 建築物の内部に設けるなど、建築物と一体的にデザインする。 (2) 外部に独立して設ける場合は、本建築物のデザインとの統一に配慮する。 (3) 出入口周辺に緑化など修景を行う。 (4) オープン形式の場合は、緑化による修景の他、舗装の材質に特に配慮する。 (5) 駐車場の出入口は原則として1箇所とし、なるべくランクの低い道路に設ける。
	1-5 住宅棟の表情	(1) 道路等の公共空間からの各戸の洗濯物や空調の室外機等が見えにくいようバルコニーの手摺の形態や物干し金物、室外機等の取付位置等に配慮する。 (2) 出入口の位置は1階の賑わいを損なわない位置又はしつらえとし、住宅棟の表情は周辺の商業業務施設等に配慮した落ち着いたデザインとする。
	1-6 屋外照明	(1) 建築物や植栽等と一体となった屋外照明やライトアップにより、夜間景観を演出する。 (2) 夜間照明・演出については、周辺の環境に配慮し、夜間景観の調和に務める。
	1-7 自動販売機	(1) 自動販売機は、通りに直接面して設置してはならない。やむを得ない理由により屋外に設置する場合は、設置位置、設置方法、色彩等について景観上の配慮をする。
2 工 作 物	2-1 大規模な工作物は、周辺の環境に配慮し、景観の調和に努める。 2-2 配置やデザインにあたっては、街並みとの調和に努める。	
3 広 告 物	3-1 共通事項	(1) 建築物のデザインの表現を阻害しないよう努め、周辺と調和するよう位置、大きさ、設置方法、色彩、意匠等に配慮し、洗練された景観をつくる。 (2) 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 (3) 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 (4) 消火栓標識柱は、周辺のストリートファニチャー（照明灯、防護柵等）や建築物との調和を図る。 (5) 電柱や照明灯等を利用する広告物は、原則として設置してはならない。
	3-2 屋上広告物	(1) 原則として設置してはならない。 (2) やむを得ず設置する場合は、屋上に突出するような縦長のものを避け、建築物と一体的な演出が可能な横長のものを基本とする。又、一方向面につき総量20㎡又は同方向面壁面面積の1/10のうち小さい数値以内とする。 (3) みなとルネッサンスゾーンにおいては、海側方向面に設置してはならない。
	3-3 壁面広告物	(1) 地上高6mを超える範囲では、壁面1面につき総量20㎡又は地上6mを超える部分の壁面面積の1/10のうち小さい数値以内とし、地上高6m以下の範囲では、壁面1面につき地上6m以下の部分の壁面面積の1/10以下とする。 (2) 壁面からの突き出し幅は、30cm以内とする。 (3) 窓面広告は、原則として設置してはならない。
	3-4 地上広告物	(1) 地上から広告物の上端までの高さは、6m以下とする。 (2) 表示面積は、1面につき4㎡以内とする。円柱の場合は、最大円周の1/3に高さに乗じて得られる面積を1面とみなし、その1面につき4㎡以内とする。 (3) 道路等公共用地を使用・占用する広告物（旗・のぼり・置看板等）は、設置してはならない。 (4) 一事業所、一建築物で出来るだけ集約化し、設置数は、接道面に対し1面とする。
	3-5 突出広告物	(1) 取付位置の下端は、隣接する道路面から4.5m以上とする。 (2) 壁面からの突き出し幅は、1m以内とする。 (3) 各建築物の壁面ごとに、列状にまとめて設置する。
	3-6 7-7広告物	(1) 原則として設置しない。
	3-7 広告幕	(1) 固定式の装置に設置する懸垂幕は、壁面広告物として基準を適用する。 (2) 横断幕は、祝賀やイベント、冠婚葬祭、又は祭礼など、短期的なものに限る。
4 敷地内空間	4-1 特に、区域内の歩行者の主導線である5本の歩行者軸に面する部分は、壁面後退距離をできるだけ確保するように努める。 4-2 外壁の後退により道路や隣接地に沿って生まれた空間は、歩道と一体性のある公開的な空地とする。 4-3 主要な交差点角地は公開的な広場として開放し、ゆとりある歩行者空間の形成に努める。 4-4 境界付近に塀を設ける場合は、フェンス等透視性のあるものとし、道路との境地境界線からの後退に配慮する。	
5 樹木態様	5-1 建築規模、敷地内空地の状況に応じて、街並みを彩る修景植栽をできるだけ行う。	